

別表六の二（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第7項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》又は平成31年改正前の措置法第68条の9第6項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(3)のうち税額控除割合が25%である5」は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成31年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合にのみ記載します。
- 3 「当期税額基準額¹¹
 $(10) \times \frac{5 \text{又は} 10}{100}$ 」は、連結親法人事業年度が平成31年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「5又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は10」を消します。